

(写)

令和6年4月17日

鳥取県地域社会振興部長 盛田 聖一 様

鳥取県廃棄物審議会 会長 川本 克也



淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画変更届出書について(答申)

令和6年4月14日付けで諮問のあったこのことについて慎重に審議した結果、下記1のとおり結論を得たので答申します。

なお、下記2について、留意してください。

記

1 結論 (答申)

令和6年1月12日付淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画変更届出書の内容は、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則(以下「条例規則」という。)第19条第5号に定める変更該当し、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第21条第3項による手続は要しないと認められる。

なお、個別の変更点を検討すると、生活環境への影響の減少を目的とするものに加え、生活環境への影響の変化を伴わないものなども含まれているが、全体として条例規則第19条第5号に該当する変更と評価できると審議会として結論したものである。

2 留意事項

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づく設置許可申請が行われた際は、法令の基準や県の指針への適合について慎重かつ厳正に審査を行われたい。

(2) 住民理解の醸成には、事業者が自らの責任において周知の努力を継続することが重要であることから、事業者に対し、今回の変更を含めた事業計画について必要に応じて十分な周知に努めるよう指導されたい。